

平成28年2月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
 平成27年(第4045号損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成25
 年(第21982号))

口頭弁論終結日・平成27年12月17日

判決

| | | | | |
|------------------|-----------|------------|---|----|
| 東京都 | 控訴人 | 大源 | 和 | 陵 |
| | 同 | 高朝 | 篤 | 宏 |
| | 同 | 田竹 | 枯 | 夫 |
| | 同 | | 寛 | 介 |
| | 同 | | 花 | 之 |
| | 同 | | | 元 |
| 東京都新宿区西新宿2丁目6番1号 | 被控訴人 | ペイデザイン株式会社 | | |
| | 同代表者代表取締役 | 宮田 | 川 | 知平 |
| | 同訴訟代理人弁護士 | 中金 | 郁 | 美 |
| | 同 | 吉田 | 真 | 実 |
| | 同訴訟代理人弁護士 | 文 | | |

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中被告控訴人に関する部分を取り消す。
- 2 被告控訴人は、控訴人に対し、32万8000円及びこれに対する平成25年

9月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、第一審被告岸田積彦(以下「被告岸田積彦」という。)が経営する同株式会社ランク(以下「被告ランク社」という。)及び同古川秀匡(以下「被告古川秀匡」という。)が経営する株式会社ロゴス(以下「ロゴス社」という。)が運営する出会い系の有料メール交換サイト(以下「本件サイト」という。)において、虚偽の内容のメールによってメール交換のためのポイントを購入させられ、243万8000円を騙し取られたとして、上記第一審被告らに対し不法行為に基づく損害金267万6300円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、控訴人は上記ポイント購入のために被告控訴人の発行する電子マネーを用いたところ、被告控訴人が電子マネーによる決済の代行をしたことは、控訴人と被告控訴人との間の電子マネーに関する契約上の加盟店の調査・管理義務等に違反するとして、債務不履行又は不法行為に基づき損害金32万8000円及びこれに対する履行期又は不法行為の日の後の日である訴状送達の日(平成25年9月3日)から支払済みまで民法所定年5分の割合による金員の支払を求めた事案である。

原判決が控訴人の被控訴人に対する請求を棄却したところ、控訴人はこれを不服として控訴した。なお、原判決は控訴人の上記第一審被告らに対する請求を全部認容し、確定している。

- 2 前提となる事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次項のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」1並びに2(1)及び(3)のとおりであり、これを引用する。

3 原判決の補正

- (1) 5頁10行目から18行目までを次のとおり改める。

「(3) 被告控訴人と被告ランク社との関係等

被告控訴人は、株式会社アイコール(以下「アイコール社」という。)と

の間で、本件電子マネーを利用した代金決済に関する包括加盟店契約を締結し、アイコールドと加盟店契約を締結し被控訴人から承認された各加盟店が行う商品や役務の販売等について、本件電子マネーによる決済代行を行っていた。

被告ランク社は、本件サイトの運営について、アイコールドとの間で、本件電子マネーを利用した代金決済に関する加盟店契約を締結し、被控訴人から加盟店として承認され、平成22年6月4日から平成23年2月21日まで、本件電子マネーによる代金決済を受けた。

被告ランク社は、控訴人が本件サイトでの支払に使用するために本件電子マネーを利用して購入したポイントの代金決済を受けた。(乙5の1・2, 6の1, 9, 弁論の全趣旨)

(2) 5頁20行目から21行目にかけての「被告ランク社、被告岸田慎彦及び被告古川秀匡の共同不法行為責任」を「被告ランク社は公序良俗に反する違法な業務を行っていたか。」と改め、23行目の「ア」を削り、6頁10行目の「違法であり」を「違法である。」と改め、同行目の「原告に対する」から24目末尾までを削る。

(3) 7頁11行目から12行目までを「(2) 争点②(被控訴人が被告ランク社を加盟店として承認し、これを継続したことに加盟店管理義務違反その他の義務違反があるか。) について」と、8頁24行目及び27行目から9頁1行目にかけての「アイコールドとの間で加盟店契約を締結し」を「被告ランク社を加盟店として承認し」と、9頁10行目の「被告ランク社と加盟店契約を締結し、さらには加盟店契約を解除せず」を「被告ランク社の業務内容について直接の調査・確認を一度も行わず、被告ランク社を加盟店として承認し、さらには加盟店としての関係を解消せず」とそれぞれ改め、14行目の末尾に改行して次のとおり加え、15行目の「ウ」を「エ」に改める。
「ウ 仮に被控訴人が、上記のような一般的加盟店管理義務まで負わないとし

ても、電子マネー発行会社である被控訴人としては、利用者保護の観点から、加盟店が公序良俗に照らして問題のある業務を営んでいると察うに足りる十分な事情が存する場合には、当該加盟店に対して適切な調査・確認をすべきであり、そのような調査・確認を怠って漫然と加盟店契約を継続し、利用者に不測の損害が生じたときは、被控訴人は、信義則に基づき、当該利用者に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を負うと解すべきである。

被控訴人は、平成22年3月ころか、遅くとも同年12月3日までは、アイコールドを介して加盟店としていたLIX社が詐欺罪に当たるサクラサイトの運営をしていたことを知ったのであるから、それ以降は、被控訴人は、アイコールドを介して加盟店となっている出会い系サイト運営業者の中にサクラサイトの運営をする業者があることを認識していたか、少なくとも容易に認識し得た。

そのような状況の下、本件サイトについては、現実に、平成22年7月15日から同年11月30日までに、被控訴人に対し、消費生活センターから合計6件のサクラサイトを理由とする利用料返還要求の連絡があったのであるから、同年12月5日以前に、被控訴人において、本件サイトを運営する被告ランク社が公序良俗に照らして問題のある業務を営んでいると疑うに足りる十分な事情があったことは明らかである。

それにもかかわらず、被控訴人は、消費生活センターからの上記連絡への対応として、アイコールド社に「運営状況の確認の要請」ないしは「警告」を行うだけで、同社からの「ランクはサクラサイトではない。」との回答に対してその調査内容の確認は行わず、ましてや被告ランク社との直接のやりとりは1度も行っていないというのであるから、被控訴人には、被告ランク社に対する適切な調査・確認を怠って漫然と加盟店としての関係を継続した利用者保護義務違反がある。そして、被控訴人は、当該義務違反

により、控訴人に対して平成22年12月5日から平成23年2月9日まで被害を発生させたのであるから、控訴人に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を負う。仮にそうでないとしても、被控訴人は、平成23年1月21日の時点で数十万円に上る利用料返還要求のされたことと消費生活センターから聞いていたのであるから、遅くともその時点で、被控訴人において、本件サイトを運営する被告ラング社が公序良俗に照らし問題のある業務を営んでいると疑うに足りる十分な事情があったことは明らかである。したがって、被控訴人は、少なくとも、上記被害のうち平成23年1月28日から同年2月9日までに発生した被害（6万5000円）について、控訴人に対し損害賠償責任を負う。」

(4) 10頁17行目の末尾に改行して次のとおり加え、18行目の「(イ)」を「(ウ)」に改める。

「(ウ) 被控訴人は、LINX社の詐欺を知らなかったし、知ることもあり得なかった。消費生活センターから本件サイトについて6件の斡旋解決の打診はあったが、取引金額に占める割合に占める利用金額割合が小さく、本件サイトと利用者との話し合いによって解決されていたので、被控訴人は、特定の利用者間で生じた問題と考えた。これをもって本件サイトの問題を認識することはできない。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないので棄却すべきものと判断する。その理由は、次項のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」1及び3のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 10頁26行目から27行目にかけての「被告ラング社、被告岸田敏彦及び被告古川秀匡の共同不法行為責任」を「被告ラング社は公序良俗に反する違法な業務を行っていたか。」と改め、11頁12行目の「これらの事実と」

から14行目の「考慮すると、」までを削り、26行目の「違法であり、」を「違法である。」と改め、同行目の「原告に対する」から12頁13行目末尾までを削る。

(2) 13頁4行目から5行目を「2 争点② (被控訴人が被告ラング社を加盟店として承認し、これを継続したこと加盟店管理義務違反その他の義務違反があるか。) について」と、15頁13行目から14行目にかけての「加盟店契約の審査」を「加盟店契約締結の際の審査及び包括加盟店契約に基づく加盟店承認の際の審査」とそれぞれ改め、19行目から25行目までを次のとおり改める。

「被控訴人は、平成22年5月21日付けで、包括加盟店契約を締結していたアイコール社を介して、同社と加盟店契約を締結する被告ラング社から、本件サイトの運営に関して、加盟店の承認の申込みを受けた。被控訴人は、被告ラング社に関して、上記のとおり、特定商取引法・景表法等違反の有無、反社会的勢力の該当性の有無、加盟店契約解除の履歴の有無、出会い系サイト規制法違反の有無等の審査を行った結果、問題がないと認め、同年6月2日、被告ラング社を加盟店として承認した。(乙6の1・2、9、原審証人増沢将秀、弁論の全趣旨)」

(3) 16頁8行目から19頁12行目までを次のとおり改める。

「(ウ) 被控訴人は、消費生活センターから、平成22年7月15日、本件サイトに關して、サイト利用者が利用金額3000円の返金を求めているとの連絡を受け、同日23日にも、サイト利用者が利用金額5000円の返金を求めているとの連絡を受けたので、アイコール社に対し警告を發した。また、被控訴人は、消費生活センターから同年9月22日、本件サイトに關して、サイト利用者が利用金額6万円の返金を求めているとの連絡を受けたので、アイコール社に対し、再度警告を發した。被控訴人は、消費生活センターから、さらに、本件サイトに關して、同年10月28日には8

0000円、同年11月15日には1万円の、同月30日には1万円の返金請求が出されているとの報告を受けたが、アイコル社から、被告ラング社のサイトはサクラではない旨の回答を得ていたし、これらの6件の事件がサイト側と利用者との間で任意に解決していたことから、即時解約はしなかった。

被控訴人は、消費生活センターから、平成23年1月21日、本件サイトに再度返還請求が出ているとの報告を受け、同年2月17日にサイトの利用者からその資料を出させたが、その金額が5万8000円であることが判明したので、同月21日、被告ラング社を加盟店とする関係を解消した(乙9、原審証人増沢将秀)。

(2) 以上の認定事実を前提に、被控訴人が被告ラング社を加盟店として承認し、また、加盟店としての関係を継続したことについて、電子マネーに関する契約上ないしこれに付随する信義則上の義務としての加盟店管理義務違反その他の義務違反が認められるかどうかを検討する。

ア 前記認定事実(1)エ、オのとおり、被控訴人は、資金決済法により、サービスの第三者型前払式支払手段の発行者として、利用者を保護するために、前払式支払手段により購入等ができる商品や役務が公序良俗を害するものでないことを確保する措置を講じていない法人でないことを誓約する書面を提出することが義務付けられ、金融庁ガイドラインにより、公序良俗を害するものでないことを確保する措置として、加盟店契約締結に際し、加盟店の業務が公序良俗に照らして問題がないかについて確認すること、契約締結後においても加盟店の営業について問題があつた場合には契約解除を含めた対応をすること等が示されている。

被控訴人は、商品や役務の販売等業者との間の加盟店契約(包括加盟店契約に基づき加盟店として承認することを含む。)に基づき本件電子マネーによる決済代行を行い、その利用者が本件電子マネーを用いて加盟店から

商品や役務を購入等することに関与しているといえることができるから、被控訴人が、資金決済法の規定を前提とする金融ガイドラインに示されている確認や対応を怠り、そのために本件電子マネーの利用者に損害が生じた場合には、電子マネーに関する契約上ないしこれに付随する信義則上の義務に違反するものとして、債務不履行ないし不法行為による損害賠償責任を負うと解すべきである。

イ そこで、被控訴人が被告ラング社を加盟店として承認したことや加盟店としての関係を継続したことについてみると、前記認定事実(1)カ及びク(いずれも補正後のもの)のとおり、被控訴人は、被告ラング社を加盟店として承認するに当たり、出会い系サイト規制法を含む各種法律違反の有無や、加盟店契約解除の前後の有無、反社会的勢力への該当性等について審査したこと、被告ラング社を加盟店として承認し、本件電子マネーによる決済代行を開始した後は、消費生活センターからの連絡に対して直ちに包括加盟店契約の相手方であるアイコル社に報告を求めるとし、その後問題があることを理由として被告ラング社を加盟店とする関係を解消したことが認められる。

そうすると、被控訴人は、被告ラング社を加盟店として承認し、またその関係を継続するに当たり、電子マネーに関する契約上ないしこれに付随する信義則上の義務を履行しているといえることができる。

ウ これに対して、控訴人は、加盟店契約の締結に際して、加盟店による申請等を基本とする上記のような審査では足りず、電子マネーの発行者である被控訴人には、加盟店の業務内容等について直接的な調査、確認をする義務があり、契約締結後も、同様の調査、確認を続ける義務があると主張するようである。

しかしながら、本件電子マネーのような前払式支払手段の発行者は、代金決済の代行をしているに止まり、利用者のために代金を立て替える等、

資金提供ないし信用供与をして利用者の商品や役務の購入等を資金や信用の面から関わっているわけではない。この点では、利用者が加盟店から商品や役務の購入等をする事について、電子マネー発行者の関与は密接であるとはいえない。代金決済の代行も、利用者から金銭の預託を受けた上で決済代行の受任をしているわけではなく、支払の手段を提供しているだけである。利用者も、電子マネーを購入するための代金を支払っているであり、電子マネーを利用することは、代金支払手段の一つを選択しているに過ぎない。また、本件電子マネーのような前払式支払手段の加盟店は膨大な数に及び、その取り扱う商品や役務も極めて多岐かつ複雑であり、しかも変動が激しい。電子マネー発行者が多種多様な商品や役務を事前にチェックすることは事実上不可能である。

以上のような点を考慮すると、被控訴人が電子マネーに関する契約上ないしこれに付随する信義則上の義務として、控訴人の主張するような直接的な調査、確認義務を負っているとは認められないといふべきである。

控訴人は、電子マネー契約は、加盟店に支払手段を多様化させて取引を拡大させ、電子マネー発行者も、それによって利用料収入を増大させるのであり、その点で相互依存の関係にあり、立替私契約における加盟店と信販会社との類似性が認められるとし、電子マネー発行者も信販会社と同様の義務を負うと主張する。

しかしながら、立替私契約においては、信販会社はその信用を供与し顧客を獲得して報酬を得ることができ、加盟店は顧客から代金受領をせずに信販会社から立替払いを受けることにより代金回収と販売等の拡大ができるという相互依存の関係があり、その関係は密接といえるが、電子マネーは決済システムを利用して代金の支払をしているのにすぎず、電子マネー発行者と加盟店との関係は密接とはいえない。電子マネーの発行者が

得る利益は、電子マネーによる決済システムによる利用料の対価であり、事務手数料にすぎないといふべきであって、立替私契約における信販会社が受け取る信用供与の対価とは異にする。割賦販売法も、信販会社と加盟店との間に商品の販売に関してあらかじめ密接な提携関係が存在し、信販会社が加盟店を監督できる立場にあることを前提としていてとみられるし（同法29条の4第2項、30条の4・5、35条の3の19第1項）、信販会社に対しては、平生から厳格な行政指導が加えられている（乙2、3）。このように電子マネー発行者と加盟店の関係は、信販会社と加盟店の関係とは異なるから、控訴人の前記主張は採用することができず、控訴人が主張するような加盟店管理義務が被控訴人にあるとは認められない。

エ もっとも、電子マネー発行者が加盟店の販売している商品や役務が公

序長俗に反することを認識しながら、あるいは認識することができたのに

これを認識せず、加盟店契約を継続して決済代行を行った場合は、上記の

加盟店に対する確拠や対応を怠ったものであり、損害賠償責任を負う余地

がある。

これを本件についてみると、前記認定事実(1)ク（補正後のもの）のお

り、被控訴人は平成22年7月15日から同年11月30日までの間に、

消費生活センターから、本件サイトに関して利用者が利用金額の返金を求

めているという連絡を受けた事実が認められるが、いずれも金額は小さく、

サイト利用者の全体数からすれば6件という件数も多いとはいえず、かつ、

いずれもサイト側と利用者との間で解決をしているというのであったから、

サイト自体に問題があると認識するのは困難であり、これらの事情から、

被控訴人が本件サイトについて、公序良俗に反するサクラサイトであると

認識することができたとはいえない。

また、被控訴人は、平成23年1月21日、消費生活センターから、被

告ラング社のサイトに再度返還請求が出ているとの報告を受け、同年2月

21日、同社との加盟関係を解消しているが、証拠(乙9、原審証人増沢将秀)によれば、被控訴人は、当該苦情申し入れにあたり、損害額を調査したが、電子マネーであるため履歴が明らかにならず、サイト利用者から証拠を出させる必要があり、同月17日に至り、その金額が5万8000円であることが判明したことが認められるのであり、加盟店関係を解消したことに遅滞は認められない。

このほか、控訴人は、被控訴人の下には、消費生活センターから被控訴人が決済サービスを提供する出会い系サイトについてサクラサイトのトラブルが生じているとの連絡が多数寄せられるような状況にあり、また、平成22年3月ころか、遅くとも同年12月3日までには、アイコールドを介して加盟店となっていたLIX社が詐欺罪に当たるサクラサイトの運営をしていたことが判明していたと主張するが、その提出にかかる独立行政法人国民生活センター理事長松本恒雄作成の弁護士法第23条の2に基づく照会に対する回答についてと題する書面(甲21)は、真に被控訴人を対象としたものであるか不明であり、主張の裏付けといふことはできず、被控訴人が平成22年8月ないし12月までにLIX社がサクラサイトを運営していたことを認識し、又は認識し得たとも認められない。

以上によれば、被控訴人が被告ランク社との加盟店関係を解消した平成23年2月21日の前に同社がサクラサイトを運営していることを認識し、又は認識することができたとは認められず、被控訴人が債務不履行及び不法行為の責任を負うとは認められない。」

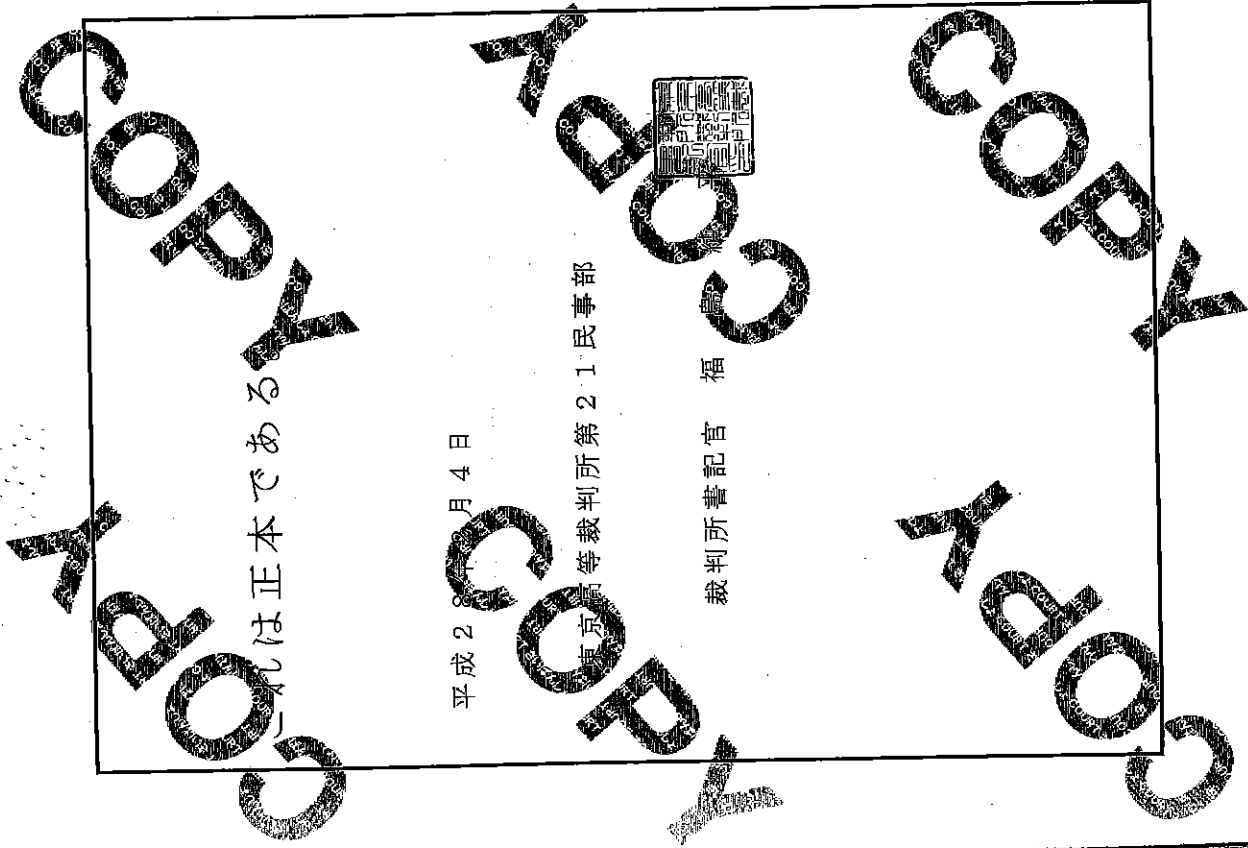
3 よって、控訴人の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がなく、これを棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 中 西 茂

裁判官 高 山 新

裁判官 瀬 田 浩 久



これは正本である

平成28年8月4日

東京高等裁判所第21民事部



裁判所書記官 福